

(様式ア)

令和3年度における1・2・3学年の高等部教育課程表

奈良県立西和養護学校 高等部

区 分 教 科	学 科	産業科								
		学年		合計		学級		重複障害(17学級)		
		1 2	2 3	3 2	合計	科 学年	1年	2年	3年	合計
各 教 科 に 関 す る	国語	17.5 (0.5)	17.5 (0.5)	35 (1)	70 (2)	国語	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105 (3)
	社会	17.5 (0.5)	17.5 (0.5)	35 (1)	70 (2)	社会	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105 (3)
	数学	17.5 (0.5)	17.5 (0.5)	35 (1)	70 (2)	数学	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105 (3)
	理科	17.5 (0.5)	17.5 (0.5)	35 (1)	70 (2)	理科	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105 (3)
	音楽	70 (2)	70 (2)	70 (2)	210 (6)	音楽	70 (2)	70 (2)	70 (2)	210 (6)
	美術	70 (2)	70 (2)	70 (2)	210 (6)	美術	70 (2)	70 (2)	70 (2)	210 (6)
	保健体育	70 (2)	70 (2)	70 (2)	210 (6)	保健体育	70 (2)	70 (2)	70 (2)	210 (6)
	職業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	職業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	家庭	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	家庭	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小計	280 (8)	280 (8)	350 (10)	910 (26)	小計	350 (10)	350 (10)	350 (10)	1050 (30)
専 門 教 育 に 關 す る 各 教 科	家政	70 (2)	70 (2)	70 (2)	210 (6)	家政	70 (2)	70 (2)	70 (2)	210 (6)
	農業	70 (2)	70 (2)	70 (2)	210 (6)	農業	70 (2)	70 (2)	70 (2)	210 (6)
	工業	70 (2)	70 (2)	70 (2)	210 (6)	工業	70 (2)	70 (2)	70 (2)	210 (6)
	流通・サービス	175 (5)	175 (5)	105 (3)	455 (13)	流通・サービス	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315 (9)
	小計	385 (11)	385 (11)	315 (9)	1085 (31)	小計	315 (9)	315 (9)	315 (9)	945 (27)
各教科計		665 (19)	665 (19)	665 (19)	1995 (57)	各教科計	665 (19)	665 (19)	665 (19)	1995 (57)
自立活動		350 (10)	350 (10)	350 (10)	1050 (30)	自立活動	350 (10)	350 (10)	350 (10)	1050 (30)
特別の教科 道徳(1・2年) 道徳(3年)		35 (1)	35 (1)	35 (1)	105 (3)	特別の教科 道徳(1・2年) 道徳(3年)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105 (3)
特別活動		35 (1)	35 (1)	35 (1)	105 (3)	特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105 (3)
道路学習・こころとからだの学習 (総合的な探究の時間)		35 (1)	35 (1)	35 (1)	105 (3)	進路学習・こころとからだの学習 (総合的な探究の時間)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105 (3)
合計		1120 (32)	1120 (32)	1120 (32)	3360 (96)	合計	1120 (32)	1120 (32)	1120 (32)	3360 (96)
備考		授業時間は、50分とする。 生徒の実態に合わせて、教科・領域を合わせた指導を行う。 専門教科「家政」「工業」の履修をもって各教科「職業」「家庭」の履修に替える。								

専門教育に関する各教科計	385 (11)	385 (11)	315 (9)	1085 (31)	専門教育に関する各教科計	315 (9)	315 (9)	315 (9)	945 (27)
--------------	---------------	---------------	--------------	----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------

945-875=70 945時間中70時間については、各教科「職業」「家庭」の履修に代える。

高等部標準総授業時数:1,050単位時間 専門教科:875単位時間

令和3年度 道徳教育全体計画

地域や児童・生徒の実態等	道徳教育の推進体制	関連法規
<ul style="list-style-type: none"> ・閑静な住宅街の中に位置し、上牧第3小学校に隣接している。 ・知的障害と他の障害を併せ有する重複障害と自閉症スペクトラム傾向の児童生徒が占める割合が高く、人との関わりや環境の把握に課題がある。 	<p>道徳教育推進教員を中心として、各学部、教科担当、児童生徒指導、人権教育推進委員会等と連携しながら、道徳教育の推進、充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階や障害の状態及び特性等を踏まえ、本校の教育活動全体を通して適切に行う。 ・各教科、各領域との関連を図る。 ・家庭及び地域社会との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本国憲法 ○教育基本法 ○学校教育法 ○学習指導要領等 ○奈良県教育委員会施策 ○奈良県教育振興大綱

学校の教育目標
人権尊重の精神を基本とし、望ましい人間関係や社会性の素地を育むと共に、家庭、地域及び関連機関との連携を深め、児童及び生徒の健全育成に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ○「健康」 心身の健康の保持・増進を図る。 ○「自立」 発達段階、障害の状態及び特性等に応じ、自ら意欲的に生きる力を養う。 ○「共生」 豊かな情操と相手を大切に思う心を育て、共に生きる態度を養う。

道徳教育の重点目標
<ul style="list-style-type: none"> ○基本的生活習慣を身につけ、主体的に行動する力を育てる。 ○いろいろな活動を通して経験を広げ、社会生活上のマナーやきまりを守る態度を育てる。 ○いろいろな人との関わりを通して、思いやりの気持ちや互いに協力し合う態度を育てる。

	学部の教育目標	学部の道徳重点目標	各教科・領域等における関連
小学部	<ul style="list-style-type: none"> ・生活のリズムを整え、健康ながらだをつくる。 ・生活習慣を身につけ、生活するための基礎的能力・態度を育てる。 ・興味・関心をひろげ、自分から行動したり、選んだりできる力を育てる。 ・感じる力・考える力を育み、自分の気持ちを表現する力を育てる。 ・友達との関わりを豊かにし、集団生活に参加する力をつける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣を身につける。 ・楽しいと思う経験を重ね、自分から活動に参加できる力を育てる。 ・身近な社会や自然の中での体験を通して生活経験を広げ、簡単なきまりを守る態度を育てる。 ・教員や友達との関わりを広げ、集団の中で一緒に活動する力を育てる。 	<p><各教科></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣を身につけ、自分でできることを増やす。 ・自分の意思を表現し、いろいろな活動に参加する力を育てる。 ・友達や教員との関わりをもち、集団参加へ必要な力を育てる。 <p><特別活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の場でのルールやマナーを知り、生活経験を広げ、集団活動を通して社会性を養う。
中学部	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣を確立し、健康な身体と豊かな心をつくる。 ・豊かなコミュニケーション能力を獲得する。 ・社会や地域の中で体験の場を広げ、生活経験を豊かにし、確かな力を身につける。 ・いろいろな集団での活動を通して仲間との関わりを広め、協力し合う力を身につける。 ・主体的に活動に取り組み、経験したことを活用し、日常生活や社会生活に必要となる力を身につける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣を確立する。 ・興味・関心を広げ、主体的に活動に取り組む力を育てる。 ・社会や地域の中で体験の場を広げ、社会生活に必要なマナーやきまりを意識する態度を育てる。 ・いろいろな集団での活動を通して、好ましい関わり方や互いに協力する態度を育てる。 	<p><各教科><かがやきタイム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣を確立し、それらを活用する力を育てる。 ・自分の意思を表現し、いろいろな活動に意欲的に参加する力を育てる。 ・友達との関わりを広げ、好ましい人間関係を形成する。 <p><特別活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の場でのルールやマナーを学ぶとともに、経験を広げ、集団の場で社会性を養う。
高等部	<ul style="list-style-type: none"> ・夢やなりたい自分に向かって積極的にチャレンジしていく生徒を育てる。 ・将来の生き方を自分で選択し、自分で決めることができる生徒を育てる。 ・社会生活に必要なマナーを身につけ、ルールを守り、主体的に社会に参加できる生徒を育てる。 ・いろいろな人とのコミュニケーションを図りながら、地域や生活の場で自分の役割を果たし、認められ、共に生きていく生徒を育てる。 ・自分の健康について考え、それを保てるようになる力を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立を目指し、自分の生き方や役割を考えながら、主体的に行動する力を育てる。 ・社会や地域での体験を重ね、社会生活に必要なマナーを身につけ、ルールを守って行動する態度を育てる。 ・いろいろな人との関わりを深め、互いに協力し合う態度や認め合う態度を育てる。 	<p><各教科><進路学習></p> <p><こことからだの学習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く意欲を高め、卒業後の進路に向けて主体的に生きる力を育てる。 ・社会参加に向け必要な知識や技能を学び、生活に生かす力を育てる。 <p><特別活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の場でのルールやマナーを守り、自主的・実践的な態度や協力する態度を育てる。

異校種との連携	家庭・学園との連携	地域との連携	生徒指導における関連	教育環境の整備
<p><交流及び共同学習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住地の小学校との交流の計画、推進 ・学校間交流（上牧第3小、香芝高） ・センター的機能の推進 ・校区のネットワーク構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・学期毎の個人懇談 ・事業所連絡会 ・学園連絡会 ・地域別懇談会 ・保護者へのアンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬販売学習、清掃活動（高等部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・児童生徒会活動 ・学部間交流 ・通学指導 ・単通生安全学習 ・携帯電話マナー学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育の推進（「学校安全教育計画」の作成） ・美化活動

8 人権教育

人権教育の方針及び活動計画

奈良県人権教育推進プランに基づき、児童・生徒・保護者・教職員の人権に対する思いを実現するための教育実践に努め、一人ひとりの人権について考え、人権教育の理解と推進を図る。

1 人権教育の方針

- ①奈良県人権教育推進プランに沿って、生命を大切にし人間として豊かに生きていく力を育てる。
- ②すべての教育活動を通して、自分の意見や思いを持ち、あらゆる差別をなくす意欲と実践力を育てる。
- ③友だち同士、お互い支え合い励まし合うなかまづくりに努める。
- ④個人情報の取り扱いには格段の注意を払い、その保護に努める。

2 実践課題

①児童生徒に対して

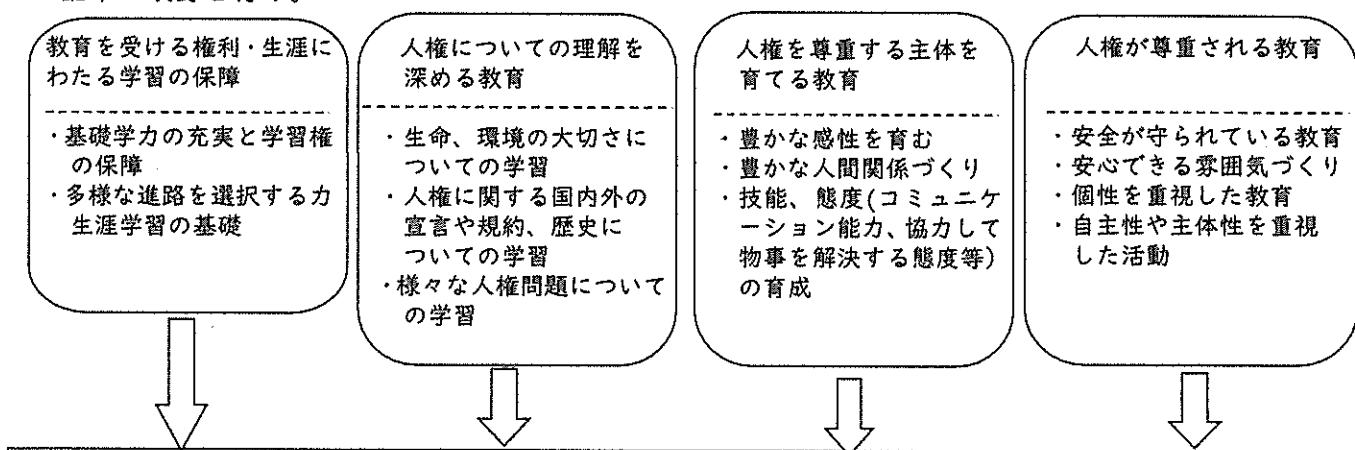
- ・豊かな情操と相手を大切に思う心を育て、共に生きる態度を育てる。
- ・なかまづくりを助け、支え合える人間関係を育てる。
- ・自分の願いを伝えられる力を育てる。

②教員に対して

- ・一人一人の障害の程度や特性に配慮した教育を実践する。
- ・教職員が授業力や専門的な知識を身につけることができるよう研修に努め、子どもの人権を尊重できるように実践する。
- ・毎月11日の人権の日に児童生徒への関わりを見直す日として振り返る機会にする。
- ・1・2学期末に人権アンケートを実施し、人権意識を自己点検する。

3 人権教育活動計画及び取組

○本年度も、校区の学校との「交流及び共同学習」の取組について、小学部・中学部・高等部がそれぞれ行っている内容の充実を目指し、新しい活動を増やしていく。介護等体験生に向けたリーフレットの配布と改訂を行う。

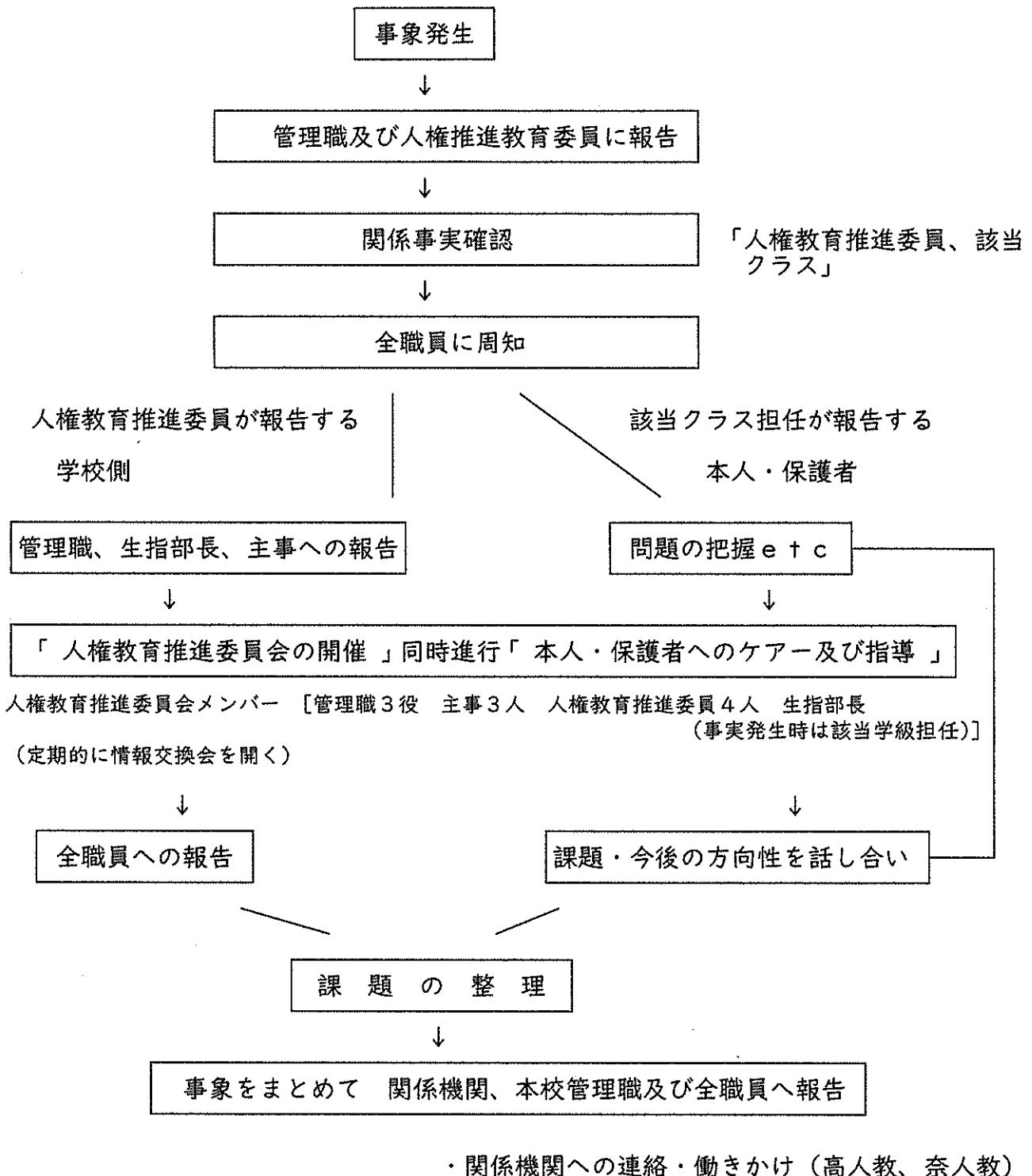


小 学 部	<ul style="list-style-type: none">・日常生活指導・教科指導・いきいきタイム なかよし	<ul style="list-style-type: none">・校区内の小学校との交流及び共同学習を通して、人と関わる力を育てる。	<ul style="list-style-type: none">・言葉や身振りを使い、身近な人や友だちとの関わりを深める。・コミュニケーション能力を育てる。	<ul style="list-style-type: none">・クラスの友だちを大切にする思いを育てる。・自分のいいところに気づく。・避難訓練(火災、地震、スクールバス)
中 学 部	<ul style="list-style-type: none">・日常生活指導・教科指導・進路学習・職場体験	<ul style="list-style-type: none">・校区内の中学校との交流を通して、人との触れあいを広げる。	<ul style="list-style-type: none">・自分の思いをはっきりと伝える力をつける。・相手の思いを理解できる力をつける。	<ul style="list-style-type: none">・仲間を大切にする心、自分を大切にする心を高める。・児童・生徒会活動(学期ごとの人権目標の設定、生徒会選挙、あいさつ運動の実施)
高 等 部	<ul style="list-style-type: none">・日常生活指導・教科指導・進路に対する自覚を深め、進路を考える力を育てる。・現場実習・社会体験	<ul style="list-style-type: none">・地域の高等学校や地域の方との交流を通して、人と関わる力を育て、地域に根ざした学校作りを進める。	<ul style="list-style-type: none">・様々な場面で自分の要求や考えを表現できる力を育てる。・地域や生活の場でお互いを認め合い、相手と協力して取り組む力を育てる。	<ul style="list-style-type: none">・人権ポスターの作成・単独通学訓練(自宅～スクールバス停 自宅～学校)・避難訓練(火災、地震、スクールバス)

※ 児童・生徒の障害の程度や特性に応じて取り組む。

※ 人権感覚を健全に育むために各教科等すべての教育活動で取り組む。

4 差別事象発生時の対応表



5 学校いじめ防止基本方針

①はじめに

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校に対して学校の実情に応じたいじめ防止等のための基本的な方針の策定や重大事態への対処等の必要な措置を講じることが規定されました。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、延いては生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。また、いじめを行う児童生徒にとっても、その発達や成長に重大な影響を及ぼすものと考えます。いじめの早期発見・早期対応等の取組を推進するため、この学校いじめ防止基本方針を策定することにしましたので、その趣旨等を下記のように示します。

②いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの様態には「冷やかし、からかい、悪口、おどし」「仲間はずれ、無視」「遊びやふざけによる軽い暴力、ひどい暴力」「靴かくし、物かくし」「お金やものをとられたり、隠される」「嫌なことや恥ずかしいこと、危ないことをされたり、させられる」「パソコンや携帯電話等で、悪口や嫌なことを書かれる」など様々なことが考えらる。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報するなどして早期に警察と連携した対応が必要な場合もある。本校は知的障害の児童生徒が学ぶ学校であり、障害により苦痛を感じていることを表現できない場合もあることを、認識しておく必要がある。

③いじめ防止のための校内組織

学校におけるいじめ防止と早期発見、職員の研修等を行うために「人権教育推進委員会」の中に「いじめ防止に関する事項」を加え、人権教育の視点と合わせていじめ防止のための取組を進める。この組織はいじめ防止のための中核となるが、学級担任・学年主任・学部主事・管理職間の日頃の連携と迅速な対応が重要だと考える。また、各学部の人権教育担当は、いじめ防止のための各学部の窓口として相談や情報収集にあたり、必要に応じて校長が人権教育推進委員会を招集することになる。

この組織の充実も必要だが、障害のある子どもたちの状況把握においては、学級担任が常に細心の注意を払わなければならないと考えている。

（組織）人権教育推進委員会

（構成）校長、教頭、事務長、各学部主事、各学部人権教育推進委員、児童生徒指導部長、当該担任等関係者

④いじめ防止のための取組

○年間計画

人権教育推進委員会の開催については、従来通り必要に応じて校長が委員会を招集する。本校におけるいじめ防止のため、奈良県人権教育推進プランに基づき、下記の4つの方針を踏まえた人権教育をすべての教育活動を通じて推進する。

ア生命を大切にし人間として豊かに生きていく力を育てる。

イ自分の意見や思いをもち、あらゆる差別をなくす意欲と実践力を育てる。

ウ友だち同士、お互い支え合い励まし合うなかまづくりに努める。

エ個人情報の取り扱いには格段の注意を払い、その保護に努める。

*いじめの相談があった場合は、学年主任、担任等を加え、事実確認、関係児童生徒・保護者への対応等を協議する。その際、「個人別生活カード」への記録を行うことを徹底する。

○相談・通報

各学部の人権教育推進委員が、いじめに関する相談を行い、必要に応じて校長が県教育委員会・警察等関係機関との連携及び通報の窓口となる。

○情報収集

学級担任が、常に個々の児童生徒の日常の変化等に注意し、いじめの早期発見に努める。その視点は、担当している学級だけではなく、全職員が全校児童生徒を意識して観察する。また、保護者との連携も重要かつ効果的である。

○事実関係の確認

いじめに関する情報が得られた場合は、児童生徒に細心の配慮を行いながら、できるだけ早急に事実確認を行う。

情報収集、事実関係の確認は、ともに多角的な視点で行う。

○情報の共有

いじめに関する情報は、学級担任から各学部の人権教育推進委員を通して、人権教育推進委員会へ集められる。その情報はできる限り全校で共有できるよう職員会議等で報告する。

○児童生徒指導

いじめに関する児童生徒の指導は特別指導を基本とするが、障害による認知の程度なども考慮しながら、必要に応じて自立活動等、個別の指導計画にも反映させる。

また、いじめを受けた児童生徒に対しての心理的ケア等については、特別な場だけではなく、日常の指導の中でも配慮しながら行う。

○「個人別生活カード」の活用

入学時に全ての児童生徒の「個人別生活カード」を作成し、学部において管理し、必要に応じて詳細に記録する。その場合、いじめられている側だけではなく、いじめている側についても、できるかぎり詳細に事象や指導について記録する。

⑤重大事態への対応

重大事態（※1）が発生した場合は、校長の指揮の下、県教育委員会等とも連携をし、迅速な対応に努める。

（※1）重大事態とは（いじめの防止対策推進法 第五章 二十八条）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ事象発生時の対応表

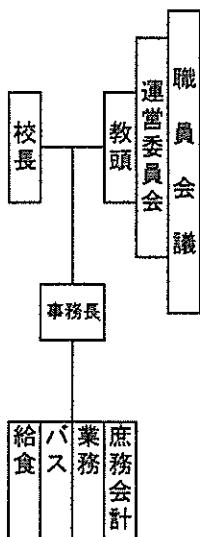
いじめ防止対策推進法22条により

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実に行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



9 学校運営組織



委員会組織									
学校運営委員会	教育課程検討委員会	学校保健安全委員会	学校内保健安全委員会	学校給食委員会	人権教育推進委員会	西和の未来を考える会	ラスマント委員会	ハラスメント委員会	西和の未来を考える会
長・○頭・事・主・各分掌部長	長・○頭・事・主・○教務部長・教務部員代表3名	長・頭・事・主・○保健部長・保健部員代表3名	長・頭・事・主・○保健部長・保健部員代表3名	長・頭・事・主・○保健部長・保健部員代表3名	長・頭・事・主・○保健部長・保健部員代表3名	長・○頭・事・主・○保健部長・保健部員代表3名	長・○頭・事・主・○保健部長・保健部員代表3名	長・○頭・事・主・○保健部長・保健部員代表3名	長・○頭・事・主・○保健部長・保健部員代表3名
		養護教諭・栄養教諭・学校医・保健部長・保健部員代表3名	保健管理医・○保健部長・保健部員代表3名	○保健部長・保健部員代表3名	○保健部長・保健部員代表3名	○保健部長・保健部員代表3名	○保健部長・保健部員代表3名	○保健部長・保健部員代表3名	○保健部長・保健部員代表3名
		○保健部長・保健部員代表3名	○保健部長・保健部員代表3名	○保健部長・保健部員代表3名	○保健部長・保健部員代表3名	○保健部長・保健部員代表3名	○保健部長・保健部員代表3名	○保健部長・保健部員代表3名	○保健部長・保健部員代表3名

主事会 校長 教頭 事務長 各学部主事	学部運営	学部運営 学部間連絡調整
	学籍	転出入の記録・学籍統計・入学者・卒業者台帳
	涉外	児童施設 PTA
	介護等体験	介護等体験、ボランティア、ディアーティチャー 等
	初任者研修	
	経営計画	学校経営計画・学校要覧・行事計画・教員配当
	交流及び共同学習	香芝市交流学習
	その他	入学選考 就学相談 奨学金
総務部	式典	入学式・卒業式・始業式・終業式 他
	教材備品	購入計画・台帳管理
	涉外	AIU保険 事業所連絡会
	行事予定	年間行事 月予定
	学校整備	施設設備の改善に関する事項 学校備品整備
教務部	教育計画	年間指導計画・補欠配当・教室配当
	教育課程	教育課程・時間割 校時
	教科書	教科書事務
	評価・記録	指導要録・個別の指導計画
	出席統計	月末統計
	認定	終了・進級・卒業認定
	行事	家庭訪問 授業参観 保護者懇談
	教育実習	教育実習
	諸検査	算達検査
	研究・研修 等	教務研究協議会
研究部	研究推進	校内研究・学部研究・研究授業・教材研究
	研究紀要	学部研究・個人研究 等
	研修	校内研修・研修団體・研修案内・講演会・新着任者研修
	研究会等	特別支援教育研究会
児童・生徒指導部	生活指導	校内外指導 関係機関との連携 学校・警察連絡会
	通学指導	スクールバス・単独通学・交通安全
	児童・生徒会	児童生徒会活動 委員会活動
	研究・研修 等	生徒指導研究協議会
保健部	人権教育	高等學校人権教育研究会 人権研修
	健康指導	学校保健計画・健康診断・健康相談
	安全指導	学校施設の安全・衛生 日本スポーツ振興センター
	環境衛生	衛生管理計画 児童生徒机・椅子の高さ等点検・調整
	健康教育	健康教育計画の作成
体育部	研究・研修 等	保健部全体研修・心肺蘇生法 等
	給食	学校給食指導計画の立案推進
	学校行事等	運動会・方面別プール・走ろう会 等
安全教育部	体育備品管理	
	研究・研修 等	
	安全管理	校地・校舎・設備・教材遊具の安全点検 安全管理計画
	安全教育	避難(Sバ)訓練 学校安全計画 学校防災対応マニュアル
進路指導部	環境	環境美化 駐車場整備関係
	研究・研修 等	防災研修 防犯(護身術)研修
	進路指導	進路指導計画 現場実習 校内指導
	進路開拓	福祉サービス提供事業所・企業等の開拓
	地域生活支援	関係機関との連携
文化部	研究・研修 等	特進研 教員・保護者研修
	同窓会	集会活動 等
	行事	音楽発表会・作品展・鑑賞会 等
	図書	児童生徒図書の管理・おはなし会
情報教育部	応募・出展	校内掲示 県作品展 書き初め 特別支援学校アート展 等
	指導計画	情報教育・視聴覚教育
	管理	情報機器・視聴覚機器・校内LAN・ホームページ・メール
	情報処理	校内情報の処理・管理 月末統計プログラム保守
教育支援部	記録	行事等の記録
	研究・研修 等	奈特メディア
	地域支援	関係機関との連携
	コーディネータ	教育相談・就学相談 学校見学会・体験学習 合同学習
各種委員会	委員会名	委員長
	学校運営委員会	教頭
	学校評価委員会	教頭
	教育課程検討委員会	教務部長
	学校保健安全委員会	保健主事
	校内保健安全委員会(アレルギー・医療・食育)	保健主事
	学校給食委員会	栄養教諭
	学校衛生委員会	衛生管理者
	人権教育推進委員会	人権教育推進委員
	西和の未来を考える会	教頭
	校務支援システム	吉川悠貴

※教育支援部11名全員と各学部主事3名を特別支援教育コーディネーター指導者とする。